第7期中間決算公告

平成20年12月25日

東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

株式会社みずほ銀行

取締役頭取 杉山 清次

中間連結貸借対照表(平成20年9月30日現在) (単位:百万円)

-	
科目金	額 科 目 金 額
(資 産 の 部)	(負 債 の 部)
現 金 預 け 金 3,4	35,226 預 金 53,798,657
コールローン及び買入手形 5,6	340,000 譲 渡 性 預 金 1,245,710
買 現 先 勘 定	4,593 債 券 924,154
債券貸借取引支払保証金 2,2	28,379 コールマネー及び売渡手形 1,489,200
買 入 金 銭 債 権 2,5	511,684 売 現 先 勘 定 88,603
特定取引資産 1,4	47,958 債券貸借取引受入担保金 1,806,183
金 銭 の 信 託	15,295 特 定 取 引 負 債 549,839
有 価 証 券 13,5	85,599 借 用 金 483,163
貸 出 金 33,9	948,355 外 国 為 替 16,577
外 国 為 替]	25,281 短期 社債 19,087
そ の 他 資 産 2,5	592,291 社 債 885,400
有 形 固 定 資 産 6	315,168 そ の 他 負 債 2,811,337
無形固定資産 1	53,926 賞 与 引 当 金 11,127
操延税金資産	32,887 退 職 給 付 引 当 金 7,552
支 払 承 諾 見 返 1,4	64,073 役員退職慰労引当金 557
貸 倒 引 当 金 △4	65,832 ポイント引当金 9,837
投資損失引当金	△ 20 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 8,789
	特別法上の引当金 333
	繰延税金負債 1,860
	再評価に係る繰延税金負債 77,589
	支 払 承 諾 1,464,073
	負 債 の 部 合 計 65,699,635
	(純資産の部)
	資 本 金 650,000
	資 本 剰 余 金 762,345
	利 益 剰 余 金 235,107
	株 主 資 本 合 計 1,647,452
	その他有価証券評価差額金 △ 156,104
	繰 延 へ ッ ジ 損 益 △ 29,385
	土 地 再 評 価 差 額 金 109,248
	為 替 換 算 調 整 勘 定 458
	評価・換算差額等合計 △75,782
	少数株主持分 463,564
	純 資 産 の 部 合 計 2,035,234
資 産 の 部 合 計 67,7	/34,870 負債及び純資産の部合計 67,734,870

中間連結損益計算書 (平成20年4月 1 日から) 平成20年9月30日まで)

(単位:百万円) 科 目 額 金 益 経 常 収 703,635 金 用 収 益 451,344 資 運 う 321,765) ち 貸 出 金 利) (う ち 有 価 証 券 利 息 配当 金) 66,811) 収 役 務 取 引 等 益 120,855 特 取 引 収 益 12,496 定 そ の 他 収 益 76,614 業 務 そ \mathcal{O} 他 常 収 益 42,324 経 用 734,751 常 費 資 金 調 達 費 用 132,979 う 預 利 84,348) 5 金 息) う (5 利 息) 1,512) 役 務 取 引 等 費 用 32,035 特 定 取 引 費 用 9,204 そ の 他 用 24,354 業 務 費 営 業 経 費 331,119 そ 用 他 常 205,057 \mathcal{O} 経 費 失 経 常 損 31,116 益 特 別 利 11,828 特 別 損 失 8,282 税 金 調 前 閰 失 27,570 等 整 損 住 事 税 法 税 民 税 及 び 4,309 人 法 税 等 調 整 額 △ 53,093

少

中

数

閰

株

主

純

利

利

益

益

5,531

15,681

〈中間連結財務諸表の作成方針〉

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ①連結される子会社及び子法人等

36社

主要な会社名

みずほインベスターズ証券株式会社

みずほ信用保証株式会社

みずほファクター株式会社

みずほキャピタル株式会社

なお、MHBK Capital Investment (JPY) 3 Limitedは、設立により当中間連結会計期間から連結しております。また、みずほクレジット株式会社他1社は、清算により連結の範囲から除外しております。

②非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

②持分法適用の関連法人等

1 〇計

主要な会社名

ユーシーカード株式会社

確定拠出年金サービス株式会社

③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

①連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 11社 9月末日 19社 6月最終営業日の前日 2社 12月最終営業日の前日 4社

②6月最終営業日の前日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については 前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会 計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法によっております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年~50年 その他 2年~20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則と して自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

①社債発行費

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

②債券発行費用

債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び注記事項(中間連結貸借対照表関係)5.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は286,181百万円であります。 上記債権には、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債等が含まれております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認める額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認める額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10~12年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11)ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、主として「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、 将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(12)預金払戻損失引当金の計上基準

預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(13)特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法46条の5第1項及び48条の3第1項の規定に基づき計上しております。

(14)外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(15)重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを 適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

- (i) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。
- (ii) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は24,968百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は27,999百万円(同前)であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(八)連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行っております。

(16) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

2. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることとなったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に 係る方法に準じて会計処理を行っております。この変更による前連結会計年度末までの税金等調整前当期純利益に係る累積的影響額 は、当中間連結会計期間の特別損失として処理しております。

この結果、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は5,588百万円、「無形固定資産」中のリース資産は379百万円、「その他負債」中のリース債務は11,659百万円増加し、資金調達費用は202百万円増加、営業経費は1,122百万円減少、経常損失は920百万円減少、特別損失は6,595百万円増加、税金等調整前中間純損失は5,675百万円増加しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の株式総額(連結される子会社及び子法人等の株式を除く)
 - 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の外国証券及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計253.269百万円含まれております。

4.742百万円

- 現先取引、現金担保付債券貸借取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は151,305百万円、再貸付に供している有価証券は57百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは2,143,046百万円であります。
- 3. 貸出金のうち、破綻先債権額は49,506百万円、延滞債権額は440,657百万円であります。
 - なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は 弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」 という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に 規定する事由が生じている貸出金であります。
 - また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は7,748百万円であります。
 - なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は298,950百万円であります。
 - なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済 猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しな いものであります。
- 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は796,862百万円であります。なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は280,704百万円であります。

8. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産267,731百万円有価証券2,398,779貸出金5,173,211その他資産967

担保資産に対応する債務

預金 586,670百万円

コールマネー及び売渡手形 835,600 売現先勘定 55,300 債券貸借取引受入担保金 1,750,373 借用金 287

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「特定取引資産」 1,484百万円及び「有価証券」 1,009,606百万円を差し入れております。

関連法人等の借入金等のための担保提供はありません。

また、「その他資産」のうち保証金は78,774百万円、先物取引差入証拠金は1,377百万円、その他の証拠金等は23,007百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,913,754百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが20,297,203百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の 基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に より算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出して おります。

11. 有形固定資産の減価償却累計額

583,554百万円

- 12. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金454,722百万円が含まれております。
- 13. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
- 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,275,940 百万円であります。
- 15. 1株当たりの純資産額

205,063円05銭

16. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 11.58%

(中間連結損益計算書関係)

- 1. 「その他経常収益」には、株式等売却益32,717百万円を含んでおります。
- 2. 「その他経常費用」には、株式等償却69,678百万円、貸出金償却61,730百万円、貸倒引当金繰入額61,131百万円を含んでおります。
- 3. 特別利益には、償却債権取立益9,330百万円、固定資産処分益2,178百万円を含んでおります。
- 4. 特別損失には、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載したリース取引に関する会計基準適用による 影響額6,595百万円、固定資産処分損1,513百万円を含んでおります。
- 5. 1株当たり中間純利益金額

3,527円32銭

6. 潜在株式を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は記載しておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額		
	(百万円)	(百万円)	(百万円)		
国債	130,065	129,938	△127		
地方債	40,995	40,889	△106		
その他	248,673	250,800	2,127		
合計	419,734	421,628	1,893		

(注)時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

- 10131141423 - 3144 - 30 0 3					
	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	評価差額		
	(百万円)	(百万円)	(百万円)		
株式	899,412	960,760	61,347		
債券	9,713,373	9,630,207	△83,166		
国債	9,077,067	8,998,150	△78,917		
地方債	28,638	28,508	△130		
社債	607,667	603,548	△4,118		
その他	3,069,725	3,008,448	△61,276		
信託受益権	1,929,125	1,916,218	△12,907		
外国債券	1,012,474	974,100	△38,374		
その他	128,125	118,129	△9,995		
合計	13,682,512	13,599,416	△83,095		

- (注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は、33.840百万円(利益)であります。
 - 2. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
 - 3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は、66,412百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額
	(百万円)
その他有価証券	
非公募債券	1,384,447
その他	129,987

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在) 該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	評価差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
その他の金銭の信託	1,325	1,295	△29

(注)中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価等により計上したものであります。

その他

(重要な後発事象)

当行は、平成20年11月13日開催の取締役会において、英国領ケイマン諸島に、当行が議決権を100%所有する海外特別目的子会社MHBK Capital Investment (JPY) 4 Limitedを設立すること及び同社が優先出資証券を発行することに関する決議を行いました。同社が平成20年12月22日に条件決定を行った優先出資証券の概要は以下のとおりであります。

①証券の種類 円建配当金非累積型永久優先出資証券

(当行普通株式への交換権は付与されない。)

②発行総額 350億円

③配当 平成27年6月まで固定配当

平成27年6月以降は変動配当(ステップ・アップなし)

④払込予定日 平成20年12月29日

⑤本件発行代り金は、最終的に当行に対する永久劣後特約付貸付金として全額が使用され、関係法令に基づく必要な届出等を前提に、 自己資本比率規制における自己資本に算入される予定であります。